

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 海外支店に係る事業税の調整

海外支店を持つ内国法人は、事業税の計算上いくつかの調整が必要です。事業税においては、国際的二重課税の調整方法として、国外所得免除方式を採用しています。

1. 所得割の課税標準の調整

① 海外支店分の所得の控除（地方税法 72 条の 24、令 21 条の 9）

事業税は「国内での事業に対して課す」という基本的な考え方から、法人税申告で算定された法人の課税所得金額のうち、海外支店に帰属する部分は課税標準から控除します。

本店・支店それぞれに帰属する所得金額は、本支店会計などで区分して経理し、算出するのが原則ですが、それが困難な場合には、所得の総額を各事業所に勤務する従業者の数で按分して求めることも認められます。

② 外国税額の調整（令 21 条の 5）

法人税には外国税額控除の制度があり、控除の適用を受ける外国法人税額について、課税所得算定上は損金の額に算入されません。

一方事業税では、外国税額控除の制度がありません。その為、所得割の課税標準や、付加価値割の算定に用いる単年度損益を計算する際には、外国法人税額のうち本店所得に対応する部分を損金の額に算入します。

なお、支店所得に対応する部分の外国法人税については、支店所得全体が課税標準から控除されるため、調整は不要です。

2. 付加価値割の課税標準の調整（外形標準課税）（地方税法 72 条の 19、令 20 条の 2 の 17）

その事業年度に支払った報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料と単年度損益を基礎として計算される付加価値割の課税標準についても、海外支店にかかる付加価値額を控除します。

この場合も、海外支店に関する部分の付加価値額は、区分経理し個別に計算するのが原則ですが、それが困難な場合には、上述の所得割の課税標準同様、付加価値額の総額を従業者の数で按分して求めることも認められます。

なお、海外支店勤務の従業者に対する報酬給与額は、国内の本社から支払われている場合であっても、国外付加価値額として課税標準から控除されます。

3. 資本割の課税標準の調整（外形標準課税）（地方税法 72 条の 22、令 20 条の 2 の 21）

資本割の課税標準となる資本金等の額についても、海外支店に対応する部分を控除します。この場合に、海外支店に対応する部分の金額は、原則として次の①の方法により計算しますが、本店又は海外支店いずれかの付加価値額がゼロに満たない場合、また本店の付加価値額が全体の付加価値額の 50%に満たない場合には、②の方法によります。

① 資本金等の額を、上記 2. で算出した付加価値額の比で按分する（*この場合の国内付加価値額は上記 1 - ②の調整前の単年度損益を用いて計算する）

② 資本金等の額を、従業者の数で按分する。

お見逃しなく！

- 上記の適用を受けるには、海外支店が相手国における恒久的施設であると認められることが条件となります。その為、支店開設の旨を記載した異動届出書に、相手国での支店登記を証する書類や相手国で納税者であることを示す書類、現地の事務所や事業所の賃貸契約書等を添付して、都道府県税事務所に提出することが必要です。
- タックスヘイブンの合算所得は、控除すべき外国の事業から生ずる所得には含まれません。